

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月6日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成23年12月1日、A所在のB会社C支店に派遣労働者として採用され、派遣先の会社D（以下「派遣先会社」という。）において、機械設計業務に従事していた。

2 請求人は、平成24年5月15日、自宅から自家用車を運転して派遣先会社に向かう途中、後方から走行する普通乗用車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、E医療機関を受診し「頸椎捻挫、右膝打撲傷、頭部外傷の疑い」と診断され、同月18日にはF医療機関を受診し「頸椎捻挫」と診断され、その後、複数の医療機関において療養を続けた。

3 請求人は、当初、事故の相手方が加入する自動車保険から治療費及び休業損害の給付を受けていたが、自動車保険からの支払が打ち切られたため、療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件災害に係る傷病は通勤によるものであると認め、これらを支給してきたが、請求人からの平成25年6月1日以降の療養給付及び休業給付の請求については、同年5月31日をもって治癒（症状固定）しているとして、これらを支給しない旨の処分（以下「初回処分」という。）をした。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官が平成26年8月29日付けでこれを棄却し、請求人は再審査請求をしなかったため初回処分が確定した。

4 請求人は、平成25年9月3日、G医療機関を受診し「脳脊髄液漏出症、頸椎

捻挫、線維筋痛症、胸郭出口症候群」と診断されたため、療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成28年8月19日付けで同再審査請求を棄却している（平成27年労第512号事件。以下「前々裁決」という。）。

5 請求人は、平成26年7月20日、G医療機関を受診し「脳脊髄液漏出症」と診断され、平成27年1月10日、H医療機関を受診し、同年3月5日、I医療機関を受診し「頸肩背部、腰部の痛み」と診断され、同年6月11日、J施術機関を受診し「交通外傷」と診断されたため、療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成30年4月18日付けで同再審査請求を棄却している（平成29年労第286号事件。以下「前裁決」という。）。

6 本件は、請求人が、治癒（症状固定）後に障害が残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

7 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月15日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発症した疾病が本件事故によるものであると認められるか、また、同疾病による残存障害が障害等級に該当するものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、脳脊髄液漏出症ないし頸椎捻挫等による神経症状が本件事故による後遺障害である旨主張している（本件再審査請求書別紙）ので、以下検討する。

(2) 既に前々裁決及び前裁決において説示のとおり、請求人の脳脊髄液漏出症は、本件災害によるものとは認められず、また、請求人の頸椎捻挫等による神経症状は、本件災害発生日（平成24年5月15日）以降療養したことにより、平成25年5月31日に治癒（症状固定）したものであるが、その後に増悪は認められず、再発とは評価できない。

さらに、請求人は、平成21年5月13日の通勤災害（交通事故（追突））によって、左項頸部左肩甲部、僧帽筋左肩左上肢～手部痛、左手指しびれ感、疼痛等の神経症状を発症し、その後療養したことにより、平成22年12月29日に治癒（症状固定）しており、これら神経症状のうち左項頸部痛、左肩痛については、骨折等の器質的損傷や他覚的所見が認められなかったが、当初より一貫した症状が認められたとして、監督署長が請求人に残存する障害は「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9号）に該当するものと認定したものであるところ、その後に同障害が本件災害によって加重されたと認めるに足りる医証はない。

(3) 以上の事実に鑑みれば、請求人が主張する脳脊髄液漏出症及び頸椎捻挫等による神経症状が本件災害による残存障害であるということはできず、請求人の上記主張を採用することができない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日